

# 告示

## 埼玉県教委告示第七号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第五条第一項の規定により、埼玉県指定有形文化財として次のとおり指定する。

平成三十一年二月二十二日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

種類	名称及び員数	所在地	所有者
建造物	めがね橋（旧倉松落大口逆除） 付 倉松落大口逆除之碑 一基	埼玉県春日部市八 丁目七百十番地	春日部市
絵画	絹本着色釈迦十六善神像 一幅	埼玉県北足立郡伊 奈町大字小室四千 二百二十八番地一	宗教法人 法光寺
工芸品	刺繍三十番神像 一幅	埼玉県加須市騎西 五百五十二番地一	宗教法人 玉敷神社
歴史資料	旧日本煉瓦製造株式会社関係資料 千四百五十九点	埼玉県深谷市大字 上敷免字中島二十 八番地十	深谷市
考古資料	小敷田遺跡方形周溝墓出土土器 十五点	埼玉県熊谷市船木 台四丁目四番地一	埼玉県